建築等許可申請書添付図書

基準第１９号（相当期間適正に利用された工場のやむを得ない用途変更）

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	備考
□	建築等許可申請書	規則別記様式第９ ※ＤＬ可	申請書裏面［注意事項］を参照のこと 申請文の（　）内の該当するものを□で囲む １欄：実測面積（小数第２位まで） ２欄：工場（具体的に記載する） ３欄：斜線 ４欄：令第３６条第１項第３号ホ （相当期間適正に利用された工場のやむを得ない用途変更） ５欄：農地転用許可、水路占用許可、道路承認工事等他法令の手続きがある場合は、その申請状況を記入（該当しない場合は斜線） 裏面：連絡先を記載	一部申請は不可
□	委任状	任意 ※ＤＬ可	委任する者の住所、氏名及び資格並びに委任する内容を記載し、委任者の記名をすること	
□	建築理由書		（碧南市長あてに） （申請者）建築する理由及び申請地の選定理由（当該場所で業務を始めた経緯と現在の状況、施設の必要性、周辺の状況、騒音・振動等の公害対策に関する拡張後の計画等）を記載し、日付、記名をすること。 （所有者）現在の建物の建築根拠、経過年数のわかるもの。やむを得ない事情（障害、失踪、競売、廃業等）がわかるもの。	
□	事業計画書及びその裏付け資料		敷地の規模、建物の構造・規模、事業内容、取扱数量、取引先、操業時間、従業員数、管理計画、資金計画（運転資金を含む）、収支計画、公害防止対策（周辺への環境対策、周辺への排水対策、各関係者への連絡調整で実施する内容を記載すること。）等を記載し、記名をすること。 ※その裏付け資料 会社の決算報告書、資金等計画書、収支計画書、取引先証明等 操業に必要な免許等の写し（原本証明）	※建築理由書にまとめて記載してもよい
□	既存工場の許可等の写し		既存工場の許可の写し、確認済証及び検査済証の写し。 土地・建物登記簿謄本又は課税評価証明書を添付。	
□	公害防止計画書		申請工場の騒音・排水等の公害防止計画（市町村公害対策担当と協議すること） 公害防止協定が必要な場合はその写し。	
□	法人登記簿謄本及び定款		定款は原本証明のこと。（個人申請の場合は住民票の写しを添付）	発行から３か月以内のもの
□	議事録の写し		本申請に関する法人取締役会の決定に関する議事録の写し。 原本証明のこと。	
□	土地の登記簿謄本（登記事項証明書）		法務局が発行する全部事項証明書 仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書も添付	発行から３か月以内のもの
□	土地の公図の写し		申請区域及び接する土地（隣接する周辺状況がわかる範囲）のもの 申請区域を赤枠で囲み、写した場所、写した日付を記載し、写した者の記名をすること	発行から３か月以内のもの
□	建築行為施行同意書	任意 ※ＤＬ可	申請者と土地所有者等が異なる場合に添付 土地の所在、面積、地目権利の種類、同意日付及び権利者の住所・氏名	※開発許可の場合、すべての権利者について添付
□	付近見取図	1/2,500 以上	都市計画課発行の都市計画図切図を利用すること。 図面名称、方位、敷地の位置（赤枠）、既存工場の位置（桃枠）、敷地周辺の公共施設、排水先河川までの経路（黄緑）、市街化区域・調整区域界（橙）、市町村界（紫）	
□	敷地現況図	1/200 以上	方位、縮尺、申請区域（赤枠）、敷地の境界の種別及び寸法、道路の種類及び幅員、敷地及び周辺の高低差、建築物の位置（青枠）・用途及び出入口の位置、がけ及び擁壁の位置・構造及び許可等の番号、排水施設の位置・種類・水の流れの方向・吐口の位置・放流先の名称、占用許可又は承認工事のある場合は許可等の番号及び区域 駐車場の位置、自動車の出入口	
□	建築物等各階平面図	1/200 以上	方位、縮尺、面積表、主要寸法、各室の用途（既設部分も含めて工場内のレイアウトを表示する） 物置等付属建築物も添付すること	

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	備考
□	建築物等立面図	1/200 以上	縮尺、最高の高さ ２面以上とし、既設部分も明示すること 物置等付属建築物も添付すること	
□	実測図		方位、縮尺、土地家屋調査士等測量者（作成者）記名押印 地積測量図の証明書で可	
□	排水施設構造図		最終桝及び排水先の断面構造（泥溜寸法、側溝等の形状）	
□	水路占用の許可書又は道路工事承認書の写し		水路占用許可又は道路工事承認を受ける（受けた）場合に添付すること。	
□	誓約書	任意	（碧南市長あてに） 土地の所在、面積、建物の用途、「転売」・「賃貸」・「用途変更」しない旨を記載し、日付、記名をすること。	
□	排水同意書の写し		排水同意が必要な場合にその写しを添付	

注：この表以外に市長が必要と認める図書を求めることがあります。
開発許可申請の場合は添付図書が異なります。
原則として、許可申請書（正本）に図書原本を添付してください。
「ＤＬ可」とある様式は、碧南市建築課のホームページからダウンロードすることができます。